

**第5 景品表示法第26条第1項の規定に基づく必要な措置（以下「管理上の措置」といいます。）**

平成26年12月1日以降、貴社において採られている管理上の措置について、各事項それぞれの具体的な対応について下表に記載してください。また、本件表示に関し、個別に採られている管理上の措置についても質問3、4及び6に併せて下表に記載してください。

なお、既存の資料がある場合は、当該資料の提出をもって記載に替えることができます。この場合、どの資料がどの質問事項に該当するものか分かるようにしてください。

事項（注）	当社における対応状況
<p><b>1 景品表示法の考え方の周知・啓発</b></p> <p>貴社は、景品表示法第4条の規定に基づく告示に違反する景品類の提供及び景品表示法第5条に違反する表示（以下「不当表示等」という。）の防止のため、景品表示法の考え方について、景品類の提供又は自己の供給する商品若しくは役務についての一般消費者向けの表示（以下「表示等」という。）に関係している役員及び従業員（※）にその職務に応じた周知・啓発を行っていますか。行っている場合には、具体的な取組状況を、行っていない場合にはその旨を記載してください。</p> <p>※ 表示等の内容を決定する又は管理する役員及び従業員のほか、決定された表示内容に基づき一般消費者に対する表示（商品説明、セールストーク等を行うことが想定される者を含みます。）</p>	
<p><b>2 法令遵守の方針等の明確化</b></p> <p>貴社は、不当表示等の防止のため、景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化していますか。行っている場合には、具体的な取組状況を、行っていない場合にはその旨を記載してください。</p> <p>また、具体的な取り組みを行っている場合は、取り組みを開始した年月日を記載してください。</p>	
<p><b>3 表示等に関する情報の確認</b></p> <p>貴社は、本件表示を行う際、その根拠となる情報を確認しましたか。確認した場合には、具体的な確認状況を、確認していない場合にはその旨を記載してください。</p>	<p>【事業者としての具体的な対応】</p> <p>【本件表示での具体的な対応】</p>
<p><b>4 表示等に関する情報の共有</b></p> <p>前記3において確認していたと回答した場合、貴社は、前記3のとおり確認した情報を、本件表示に係る各組織部門が不当表示等を防止する上で必要に応じて共有し確認できるようにしていましたか。行っている場合には、具体的な取組状況を、行っていない場合にはその旨を記載してください。</p> <p>前記3において確認していないと回答した場合は「該当なし」と記載してください。</p>	<p>【事業者としての具体的な対応】</p> <p>【本件表示での具体的な対応】</p>

事項（注）	当社における対応状況
<p><b>5 表示等を管理するための担当者等を定めること</b></p> <p>貴社は、表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担当者又は担当部門（以下「表示等管理担当者」という。）を定めていますか。</p> <p>定めている場合には具体的な担当者名又は担当部門名を、定めていない場合にはその旨を記載してください。</p> <p>なお、表示等管理担当者を定めているというためには、以下の事項を満たす必要があります。</p> <p>① 表示等管理担当者が自社の表示等に関して監視・監督権限を有していること。</p> <p>② 表示等管理担当者が複数存在する場合、それぞれの権限又は所掌が明確であること。</p> <p>③ 表示等管理担当者となる者が、例えば、景品表示法の研修を受けるなど、景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていること。</p> <p>④ 表示等管理担当者を社内において周知する方法が確立していること。</p>	
<p><b>6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること</b></p> <p>貴社は、本件表示について、前記3のとおり確認した情報を事後的に確認するために、具体的にどのような措置（例えば、資料の保管等）を採っていますか。採っている場合には、具体的な対応状況（資料の保管方法・保管期間等）を、採っていない場合にはその旨を記載してください。</p>	<p><b>【事業者としての具体的な対応】</b></p>
<p><b>7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応</b></p> <p>貴社は、貴社の供給する商品又は役務に関する表示又は景品類の提供において、景品表示法違反又はそのおそれがある事案が発生した場合、どのような対応を採ることを想定していますか。想定している対応がある場合には、その対応の内容を具体的に記載してください。</p>	<p><b>【本件表示での具体的な対応】</b></p>

注：「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成26年11月14日内閣府告示第276号）で示す事項であり、その詳細は同指針記載のとおり。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/public\\_notice/pdf/141210premiums\\_3.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/public_notice/pdf/141210premiums_3.pdf)

質問は以上です。